

## 富岡町議会全員協議会日程

日 時：平成30年9月6日

時 間：原子力特別委員会終了後

富岡町役場 全員協議会室

開 議 午後 1時00分

### 出席議員（14名）

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 議長  | 塚野芳美君 | 1番  | 渡辺英博君  |
| 2番  | 渡辺正道君 | 3番  | 高野匠美君  |
| 4番  | 渡辺高一君 | 5番  | 堀本典明君  |
| 6番  | 早川恒久君 | 7番  | 遠藤一善君  |
| 8番  | 安藤正純君 | 9番  | 宇佐神幸一君 |
| 10番 | 高野泰君  | 11番 | 黒澤英男君  |
| 12番 | 高橋実君  | 13番 | 渡辺三男君  |

### 欠席議員（なし）

### 説明のための出席者

|            |        |
|------------|--------|
| 町長         | 宮本皓一君  |
| 副町長        | 高橋浩一君  |
| 副町長        | 滝沢一美君  |
| 教育長        | 石井賢一君  |
| 会計管理者      | 三瓶直一人君 |
| 総務課長       | 林紀夫君   |
| 企画課長       | 原田徳仁君  |
| 税務課長       | 小林元一君  |
| 健康福祉課長     | 植杉昭弘君  |
| 住民課長       | 杉本良君   |
| 参事官兼生活環境課長 | 石井和弘君  |
| 産業振興課長     | 猪狩力君   |
| 復興推進課長     | 黒沢真也君  |

|          |         |   |
|----------|---------|---|
| 復 旧 課 長  | 三 瓶 清 一 | 君 |
| 教育総務課長   | 飯 塚 裕 之 | 君 |
| 拠点整備課長   | 竹 原 信 也 | 君 |
| 郡山支所長    | 斎 藤 一 宏 | 君 |
| 参 いわき支所長 | 三 瓶 雅 弘 | 君 |
| 産業振興課長   | 佐々木 邦 浩 | 君 |
| 農林水産課長   | 渡 辺 修 二 | 君 |
| 復旧課復旧係長  |         |   |

#### 職務のための出席者

|        |         |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 志 賀 智 秀 |
| 議会事務係長 | 大和田 豊 一 |
| 議会事務局査 | 杉 本 亜 季 |

#### 説明のため出席した者

【1. 除染及び建物解体工事の進捗並びに中間貯蔵施設への輸送及び特定廃棄物埋立処分事業について】

|                                |           |
|--------------------------------|-----------|
| 環境省福島地方環境事務所長                  | 中 尾 豊 君   |
| 環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長 | 須 田 恵理子 君 |
| 環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長 | 中 川 春 菜 君 |
| 環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長 | 江 藤 文 香 君 |

|   |           |
|---|-----------|
| 環境省福島地方<br>環境事務所<br>環境再生・<br>廃棄物対策部<br>放射能汚染<br>廃棄物対策課<br>滞留廃棄物対策室<br>室長    | 島 田 智 寛 君 |
| 環境省福島地方<br>環境事務所<br>環境再生・<br>廃棄物対策部<br>放射能汚染<br>廃棄物対策課<br>特定廃棄物処分<br>推進室 室長 | 高 木 恒 輝 君 |
| 環境省福島地方<br>環境事務所<br>環境再生・<br>廃棄物対策部<br>減容化施設整備課<br>課長                       | 小 島 啓 之 君 |
| 環境省福島地方<br>環境事務所<br>中間貯蔵部輸送課<br>課長  | 二 井 幸 徳 君 |
| 環境省福島地方<br>環境事務所<br>中間貯蔵部輸送課<br>地域調整専門官                                     | 矢 吹 清 美 君 |
| 環境省福島地方<br>環境事務所<br>県中・県南支所<br>主席除染・<br>輸送推進官                               | 赤 羽 郁 男 君 |

#### 付議事件

1. 除染及び建物解体工事の進捗並びに中間貯蔵施設への輸送及び特定廃棄物埋立処分事業について（環境省）
2. 富岡町電源立地地域対策交付金公用施設整備基金条例について（企画課）
3. 富岡町水産業共同利用施設の設置及び管理に関する条例について（産業振興課）
4. 富岡産業団地整備事業について（復旧課・企画課）
5. その他
  - ・府内組織体制の見直しについて（総務課）

開 会 (午後 1時00分)

○議長（塚野芳美君） それでは、ただいまより富岡町議会全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14名であります。欠席議員はありません。説明のための出席者は、お手元に配付した名簿のとおり、環境省職員の皆さん並びに町長、副町長、教育長、そのほか関係各位であります。職務のための出席者は、議会事務局職員であります。

付議事件に入る前に、町長より全員協議会招集内容の説明とご挨拶をいただきたいと思います。

町長。

○町長（宮本皓一君） 議員の皆様には、引き続き全員協議会にご出席いただき、まことにありがとうございます。

本日の全員協議会の案件は、環境省から除染及び建物解体工事の進捗並びに中間貯蔵施設への輸送及び特定廃棄物埋立処分事業についての説明を受けるとともに、町からは9月定例会への提出を予定しております条例の新規制定案件に係る説明といたしまして、富岡町電源立地地域対策交付金公共用施設整備基金条例について、富岡町水産業共同利用施設の設置及び管理に関する条例についての2件、上郡山地区に整備を進めています富岡産業団地の進捗状況と企業誘致活動の概況説明といたしまして、富岡産業団地整備事業についての1件、その他といたしまして、府内組織体制の見直しについての1件であります。それぞれの案件につきましては、詳しくは担当課長より説明させますが、環境省からの説明案件も含め、本町の復興再生を進める上で重要な案件でありますので、議員の皆様の忌憚のないご意見を賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 次に、説明のために環境省職員の皆様が出席されておりまので、代表いたしまして、中尾福島地方環境事務所次長よりご挨拶をいただきたいと思います。

中尾さん。

○環境省福島地方環境事務所次長（中尾 豊君） ただいまご紹介いただきました福島地方環境事務所で次長をしております中尾と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

また、環境省の各種事業の推進につきましては、日ごろよりご理解、ご協力いただきまして、まことにありがとうございます。最近ですと、8月24日に特定廃棄物埋立情報館リップルンふくしま、こちらを開館させていただきましたが、その際にも議会からも多数の方にオープニングセレモニーにご出席いただきまして、こちらにつきましてもまことにありがとうございます。この施設につきましては、しっかりと運営させていただきまして、埋立処分事業などの情報公開を徹底いたしまして、地元の方々の安心の確保に取り組んでまいりたいと考えてございます。また、町の皆様にもぜひ積極的にご活用いただければ大変ありがたいと考えているところでございます。

また、最近の動きでございますけれども、県中・県南支所の富岡分室、こちらにつきまして辞令といたしましては9月1日付ということで、実際の本格的な稼働は来週からということになってまいりますけれども、こちらにつきましても設置させていただいているところでございます。場所は、富岡

町の中央2丁目ということで、職員の宿舎も近隣に用意させていただきまして、富岡町に住んでしっかりと働いていくということ、体制も整えさせていただいたところでございます。より一層迅速に、緊密に連携をとりながら進めさせていただければと考えているところでございます。

また、最近の動きといたしまして、詳細につきましては各担当からご説明を申し上げたいと考えてございますけれども、8月31日に仮設焼却施設、こちらの焼却処理も終了させていただきました。議員各位を始めとする町民の皆さんのご理解、ご協力によりまして、安全に処理を進めることができたことに深く感謝申し上げたいと思います。来年度予定されている県道防災林工事に支障のないよう施設の安全かつ円滑な解体工事に取り組んでまいりたいと思います。

また、それら含めまして、除染、解体工事の状況、拠点を含めます進捗、さらに中間貯蔵施設への輸送ですとか、特定廃棄物埋立処分事業の進捗などにつきまして、きょうはご報告させていただきたくと考えてございます。今後とも各種事業に安全第一で取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（塙野芳美君） ありがとうございました。

それでは、付議事件に入ります。

付議事件1、除染及び建物解体工事の進捗並びに中間貯蔵施設への輸送及び特定廃棄物埋立処分事業についての説明をお願いいたします。

初めに、除染及び建物解体工事の進捗についての説明をお願いいたします。

須田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須田恵理子君） 福島地方環境事務所の須田です。どうぞよろしくお願ひいたします。

説明は着座で……

○議長（塙野芳美君） 説明は着座のままで結構です。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須田恵理子君） 着座にて失礼いたします。右方に全員協議会資料1-1と書いてございます資料をごらんください。除染・解体工事の状況及び災害廃棄物の処理についてということでご説明をいたします。

ページおめくりいただきまして、右方に1と書いてあるページから参ります。まず、平成30年度、今年度の除染工事等の実施状況についてです。夜の森の先行地区の除染については、309件対象宅地がございますけれども、これまでに258件が終了してございます。

それから、フォローアップ除染につきましては、昨年度から継続的にやってございますけれども、町民の方からお問い合わせをいただいた案件484件のうち439件の対応が完了してございます。それから、事後モニタリング結果からの抽出案件、これは主に事後モニタリング結果から宅地の隣接森林の影響が疑われるようなお宅についてでございますが、600件ほど抽出案件がございましたけれども、

そのうち451件の対応が済んでございます。それから、その他公道等ということで、公道からの影響によって宅地の線量が少し高くなっているのではないか、あるいは6号の植え込みですとか、そういった案件について131件の対応が完了してございます。まだ全て対象案件が完了したという状況にはなってございませんけれども、中には解体を待っている案件とかもございますので、順次着手できるものからそういった対応を進めていきたいと考えてございます。

それから、里山再生モデル地区の除染でございます。グリーンフィールドについては完了しました。それから、周辺の遊歩道についてグリーンフィールド終了後に実施してございましたけれども、22路線のうち21路線が完了してございます。

それから、今年度の事後モニタリングは避難指示解除をしたエリアについて実施してございますけれども、ここまでに22%の測定が完了しております。

2ページに参ります。先ほどご説明いたしました夜の森の先行地区の除染について、現時点での速報値になりますけれども、除染前後の線量ということで、このページでご報告したいと思います。全地目では、そこに書いてございますように、 $1.93 \mu\text{Sv}/\text{h}$ から $0.84 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 、低減率が56%ということになってございます。

地目ごとの除染前後の線量及び低減率は、下の表に示してございますとおりです。

全地目 $1.93$ から $0.84$ ということでございますが、その内訳を3ページにヒストグラムの形でお示しをしてございます。全体的に黄色い除染前の線量分布が除染後には青い線量分布になっているということで、全体的に左に山全体が移っているということが確認いただけるかと思います。

済みません。このページの真ん中のグラフの中に除染前の平均が「1.94」とございますが、これ間違いで、「1.93」でございます。大変失礼しました。

こここの測定点、およそ全体で4,500ポイントぐらい測定してございますけれども、除染後に $3.8 \mu\text{Sv}/\text{h}$ をいまだ超えているという点については、0.07%、全体で3点ということで確認がとれております。ちょっと現場の状況等を確認しながら、さらに対策が打てるかということも検討してまいりたいと思ってございます。

4ページでございます。里山再生モデル地区の除染についての、こちらも結果、速報値ということでございますが、ご報告です。

済みません。このページ、さらに修正点がございまして、右上の表でございますが、表の中の数値が入っている部分なのですけれども、右上の数字と左下の数字が入れかわってしまってございます。ですので、グリーンフィールドの1センチの線量は $2.16$ から $0.68$ になりました。それから、周辺遊歩道の線量は $1.24$ から $0.86$ になりました。そういう表が正しい数字でございます。大変失礼しました。

その修正をしていただいた上でこの表をごらんいただきたいと思いますけれども、グリーンフィールド、左の地図の黄色い部分で塗ったところ、少し面的に実施したところでございますが、1メートル線量が $1.42$ から $0.56$ 、61%の低減となってございます。周辺遊歩道、その地図の上では青い線で示

してございますけれども、1.24から0.86ということで31%の低減となってございます。

おおむね富岡町の里山モデル地区については、これで一旦除染は終了して、まだ1路線残ってございますけれども、一応完了したところでこういった結果になってございますが、今後、下にちょっとスケジュールをお示ししてございますけれども、除染については除染が完了したこと、事後モニタリングを年度末から来年度に向けて取り組んでいくと。そのほか里山モデル事業としては森林整備なんかも実施してございますので、そういったもののモニタリングなんかも今後実施されていく予定となってございます。それから、県で線量測定や線量マップの作成をするということで、事業全体の取りまとめが、一番上にお示ししてございますように、来年度に向けてほか、全体で14地区のモデル事業が実施されてございますので、ほかの地区の結果もあわせて来年度結果が取りまとめられるという予定になってございます。

それから、5ページに参ります。建物解体工事の実績でございます。まず、上の半分の解体申請件数・解体実績というところですが、これまでの解体申請の総数は、一番右に書いてございますとおり、2,991件でございます。これまでの解体実績は2,323件ということで、申請をいたしているのですが、まだ解体ができていないという件数が現時点での未対応案件ということで668件となってございます。

年度ごとの解体実績は、下の表にお示ししたとおりでございます。

本年度の解体工事の現状ですけれども、まず工事としては867件を解体するという工事を発注してございます。

工期は12月末と、現時点はそうなってございますけれども、今後の進捗などに応じて、ここは少し12月末ということにこだわらず進めていくということも検討してまいりたいと考えてございます。

ここまで進捗でございますけれども、867件発注してございますけれども、解体済みとなっているのが179件で、ここ差し引いていただきますと、残り690件ほど本年度の工事で対応するということになってございまして、この工事を着実に実施をしていけば、現時点での残案件668というのが対応できるという状況になっております。現在解体の班体制、62班体制で実施してございます。既に立会済みの案件が535件ございますので、着手できる案件、比較的数が現在多いですので、着実にこういった案件の解体を進めていきたいと考えております。

6ページに参ります。復興再生拠点区域の除染と建物解体についてです。まず、除染実施の前提となります事前調査及び同意取得についてでございますけれども、7ページの地図とあわせてごらんいただきたいと思いますが、A地区、7ページの地図で青く示した部分でございます。この地区的宅地等について現地調査を開始して、除染実施計画を作成しております。計画を作成したら関係人の方にご説明をして同意をいただくという作業になりますけれども、この作業については9月ごろより始めたいと考えております。建物解体の申請件数は、全体で98件ということになってございます。これは、先行区域ということで、地図の赤い部分のところは除いた件数で98件となってございます。

それから、このエリアの工事についてでございますけれども、一番最初の着手については7月6日

に新規の工事ではなくて、既存の夜ノ森の工事において実施をしました。その後30年度の拠点工事ということで発注をしまして、8月10日にこちらの工事に着手をしてございます。つつみ公園から着手してございます。今後公営施設、町営住宅ですとか、集会所などの除染あるいは解体から始めて、順次調整が整ったものからA地区の宅地などについて着手してまいりたいと考えております。なお、今回A地区の工事ということで発注してございますが、さまざまな事情で例えばB地区、C地区のエリアのお宅で早急に何か対応が必要という場所がございましたら、それについては随時対応していきたいと考えてございます。それから、建物解体を行う宅地について除染と解体どういう順番でやるのかというご質問、前回もいただいたおりましたけれども、基本は解体、除染の順番を基本としつつやつていきたいとは考えておりますけれども、現場の状況に応じて、そこも柔軟に一番適切な方法というのを探っていきながらやっていきたいと考えてございます。ここまでA地区については宅地とご説明してございましたけれども、農地については除染後に例えば保全管理ができる、組合が立ち上がるとか、そういうことの目途を確認後に事前調査や同意取得に着手する予定でございます。町ともよく調整をしながらやっていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 次、島田さんでよろしいですか。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部放射能汚染廃棄物対策課滞留廃棄物対策室室長（島田智寛君） 議長が冒頭おっしゃった除染、解体工事の状況であれば、以上の説明で終わりでございます。

○議長（塚野芳美君） 島田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部放射能汚染廃棄物対策課滞留廃棄物対策室室長（島田智寛君） 事務所の島田でございます。引き続きまして、災害廃棄物の処理等についてということで、スライドを説明させていただきます。説明は、座ってさせていただきます。

まず、指定廃棄物の迅速な処理ということでご説明させていただきます。6月の前回のこちら、全協の場におきましても複数の議員さんからご指摘いただきまして、宅地等で指定廃棄物をしばらく保管してしまうということが負担になる、早期に搬出をしてほしいというご要望をいただきまして、検討させていただいたものでございます。

まず、チャートを示しているのですけれども、廃棄物が発生したと、この処理先をどうすればよいかといったような相談をいただきましたときに、まず8,000ベクレル超の濃度であって、指定廃棄物として国が処理をするものに当たるのか、それとも8,000ベクレル以下であって、民間の事業者様などによって処理されるのかといったところの見きわめをする必要がございます。このために現地確認や濃度調査といった手続を踏む必要がございまして、この場では大体通常だと二、三週間ほどの時間がかかると。ただ、環境省としましても、できる限り保管者様の負担にならないようにということで、可能な限りその濃度の調査の作業については環境省でもさせていただいているような状況でござ

います。また、その際には二、三週間と書いておりますけれども、こちらもできる限り早くということで、2週間程度ぐらいを目指して進めているところでございます。その濃度の調査結果がわかりましたら、8,000ベクレル以下の廃棄物ということではありますと、こちらは事業者様で通常は産廃として処理をしていくということでございまして、こちらについてはまた次以降のスライドで説明をさせていただきますけれども、8,000ベクレル超ということになりますと、指定廃棄物というものに指定するための申請をしていただくと。その申請を受け取った環境省が指定廃棄物の指定の手続を中で進めまして、その上で指定廃棄物となったものについては環境省、国の処理責任となりますので、こちらは国に引き渡されるわけですけれども、その際に富岡町さんの中で発生しているものにつきましては、深谷の仮置き場にできる限り速やかに搬出をしていきたいと考えております。その指定の申請をしていただいてから、申請を受けて、指定をして、その上で具体的な運搬の工程ということを考えいくと、通常でありますと、そのさらに右側に書いているとおり、大体2週間程度かかるというのがこれまでの状況なのですけれども、ただこちらの申請を受けてからのところは環境省の中の手続ですので、この部分はこちらで、若干矢印で書いてありますとおり、ここもできる限り短期間にするべく対応をしていこうと考えております。その指定の申請の手続のところも環境省の職員が今もう現地確認をした上で、できる限りその申請書の記載なども丁寧に記載の仕方などもお伝えさせていただいて、極力手続の負担も減らすようにしておりますと、ここの下の2週間というところを限りなく、いわばゼロに近づけていくということを考えておりますので、そういう意味では実際にその保管の現場でお持ちいただくのは右上に書いてあります二、三週間、これもできる限り短くして、2週間程度といきたいと考えております。前回のこちらの全協の場でさまざまな議員からご指摘いただきまして、せめて大体標準的にはどれぐらいの時間がかかるのかと、そういうのをお示しする必要があるのではないかと、そういったご指摘もいただきましたけれども、こういったフローに沿って進めなければ、この右上にありますような通常の濃度をはかるための期間、短くして2週間程度ぐらいの保管のところはご辛抱いただきますけれども、その上であれば環境省で速やかに引き取るというような段取りで進めていきたいと考えておりますと、現にこういった考え方を踏まえて既に富岡町さんの中から出てくる指定廃棄物の幾つかこういった速やかな搬出というのを進めさせていただいているところでございます。以上が前回のこの全協でのご指摘も踏まえまして、指定廃棄物の迅速な処理というところの説明でございます。

続きまして、次のスライドですけれども、今も若干触れました8,000ベクレル以下の廃棄物につきまして説明させていただきます。こちらも8,000ベクレル以下の廃棄物に係る状況というところで、ごく概要を記載しておりますけれども、ご承知のとおり放射能濃度が8,000ベクレル以下でありますと、そして事業活動から発生した廃棄物などにつきましては、こちら通常の廃棄物として市町村や、あるいは産廃でありますと、民間の事業者様において処理をいただいているところでございます。しかしながら、放射能への不安や風評などによって処理が滞っている廃棄物があると。これらについて

の対応ということでございまして、真ん中のオレンジ色の四角でございますけれども、これまでも、具体的には昨年度までもそういう廃棄物についての相談を受けたときには、具体的にどういった事業者で処理ができるのかという処理ルートの探索ですとか、それでうちで引き取れるという処理業者が見つかった場合には、そういう搬出者の紹介ということを進めておりました。あるいは線量の濃度の調査、線量の測定といったことをできる限りサポートというのをしておりました。こちらは、福島県庁さんですとか、その委託を受けて作業している産業廃棄物協会などと連携して進めておりまして、次のページに参考1として載せさせていただいておりますが、そして参考1と参考2が、ちょっと済みません、ごっちゃになってしまって恐縮ですが、10ページ目のスライドの右側半分、帰還に向けた放射線不安相談のご案内という、こちらは福島県庁さんが県の産廃協会さんに委託をする形でさまざまな放射線に関する不安にお答えしている窓口を設けているものでございます。中ほどに幾つか不安ということで書いてありますけれども、その一番下のところに「汚染の心配があるものを処分するにはどうすればいいか知りたい」、こういった質問に答えている形で県庁さんの委託のもとで産廃協会さん活動していますので、そういう産廃協会さんの処理先を見つける動きと我々も緊密に連携をとりながら、処理先を見つけるということを進めています。いわゆる排出者側と処理業者側とのマッチングを支援するという取り組みを兼ねて進めているところでございます。

9ページ目のスライドにお戻りいただきまして、中ほどですけれども、これまでもそういう対応をしておるところでございましたが、かねてそういう滞留している廃棄物のご指摘をさせていただきましたので、今年度から事務所の中で組織を強化しまして、滞留廃棄物対策室という室を設けまして、こういったマッチング支援のところについても対応できる人間をふやしながら作業を進めているところでございます。また、加えまして、以下の取り組みにより処理を支援というところでございますけれども、8,000ベクレル以下の廃棄物の処理、こちらはそもそも通常の廃棄物として処理ができるのですという説明がまだまだ環境省として足りない部分もあろうかと思いまして、それ用のパンフレットを作成して配布しながら県内の処理業者の皆様に働きかけをしたりですとか、それから処理施設の周辺住民などがなかなか理解を得られないで、そういう処理を引き受けることができないという声もございますので、そういう場合に若干の追加安全対策をとる場合には、その費用を補助させていただくというような補助金も今年度から新たに設けて進めているところでございます。

こちらは、次のスライドの左側半分のところで記載してございまして、かいづまんでご説明いたしますと、中間処理業者や、あるいは最終処分業者がどうしても周辺住民の理解がなかなか得られないで、その処理ができないというような場合に、例えば追加の安全対策をとると。フレコンに入れるですか、あるいはベントナイト層をもう一層設けて埋め立てをすると。そういうときに、そちらが環境省のガイドラインに沿っているようなものであれば、その追加安全対策については補助させていただくことで処理を促していくというようなものでございます。あるいはそういうハードの部分でなくても、周辺住民への説明会を行うといったようなその場合にそういう説明会のための経費

を補助させていただくというような形で処理業者様、そして自治体もなのですけれども、が産廃や一廃を処理していく際の周辺住民の不安というところへの対応を少しでも後押ししていこうというものでございます。こういった幾つかの体制や取り組みの強化をした上で、今年度できる限りご相談いただいている処理の滞っている廃棄物への処理の相談を進めさせていただいているところですけれども、例えばということで富岡町さんから今年度ご相談いただいているものを若干下にリスト化させていただいておりますけれども、例えば町の公益施設のリフォームによって生じた廃棄物、こちらも町さんからご相談いただいた際には、一度候補にしていた事業者様から現地確認をした際にこれは受け入れられないと断られてしまったようなところについて、環境省で産廃協会と協力しながら処理先を見つけさせていただいて、外壁材とかコンがらとかございますけれども、こちらが先ほどの除染の説明でもありました町の仮置き場のグリーンフィールドに一時保管されていたのですが、こちらも引き取れるというふうな事業者を見つけまして、今その引き取り、具体的な搬出に向けた作業を進めているところでございます。それから、県内の事業者様の事務所のリフォームで屋根について廃材が出てくるので、木くずや金属くずについてちょっと処理先がなかなか見つからないというようなお声をいただいたときにも、こちらは既に処理できるという事業者を見つけて搬出を済ませたというような事例もございます。それから、3点目、鉄道や道路等でございますけれども、例えば鉄道の復旧工事の中で出てきております瓦れき類、金属くず、廃プラなどございまして、こちらもそれぞれ物質によって受け取れる事業者が異なったりするのですけれども、幾つかの事業者に分けながら処理業者を見つけて、鉄道の復旧工事に伴って富岡町さんの中から出てくるものについては処理業者をおおむね見つけたところでございます。こういった具体的な取り組みも進めているところでございますけれども、中にはここに記載していない、今引き続き処理に向けたマッチングを進めている途中という案件もございますが、大体ちょっとそれらは例えば7月以降とか、ある程度最近ご相談いただいたようなものでして、その例にもわかるとおり、若干そのマッチングを終えるまでにも我々でも試行錯誤があって、どうしてもすぐに、例えば1週間以内とか1日以内とかと進められているわけではないのですけれども、ある程度の複数の事業者に当たったりしながら、試行錯誤の上で着実にマッチングの実績は積んでいるところではないかなと考えております。以上が8,000ベクレル以下の廃棄物の処理についての説明でございます。

続きまして、またちょっと仮設処理施設の運営状況という別の話になるのですけれども、スライドの11番をごらんいただければと思います。こちら冒頭次長からも説明、そして御礼させていただきましたが、富岡町さんにおける仮設焼却施設、そしてそれに次いで破碎選別施設の運営を終了していくという話でございまして、こちら前回の全協の場でも説明させていただいているので、ある程度割愛しながら説明させていただきます。処理実績のところですけれども、仮設焼却施設は8月末で処理を終了しまして、その時点で16万トンの処理を終えております。仮設破碎選別施設は、今稼働中でございますけれども、8月末時点でおよそ18万トンの処理を終えたところでございます。

続きまして、12ページですけれども、焼却残渣ということで、これは合計3万3,000トンほど発生しておりますけれども、こちらはただいまの仮設灰保管施設から深谷の灰保管施設に搬出中でございます。仮設灰保管施設内の焼却残渣は、12月中旬までに搬出を完了するということでございます。若干これまで申し上げた点とも重複しますが、今年度の処理計画としましては、焼却施設は8月31日に終了済みと。そして、破碎選別施設は12月の中旬に処理を終える予定でございます。環境モニタリングの状況ですけれども、焼却施設、そして破碎選別施設、いずれも排ガスや地下水、雨水等モニタリングを行っておりますけれども、特に異常は見つかっておりません。

続きましての13ページですけれども、施設の解体スケジュールとしましては、赤いラインで示したところが仮設焼却施設の解体工事でございます。下の図でも赤い字で示させていただいております。そのほかの施設につきましては、大体年度の変わり目のころから、1月から解体工事を開始しまして、いずれも来年の7月末までには解体撤去を完了する予定でございます。

続きまして、施設の解体手順と留意事項でございますけれども、解体手順のところでも若干概要を記載しておりますが、まずは濃度を測定した上で除染を行い、そして建物の負圧管理なども行いながら、その建物内部の設備の撤去を行っていきます。その上で汚染状況等を確認した上で建物の基礎等の撤去を行っていくということで、工事の完了は、繰り返しになりますが、平成31年7月の見込みでございます。その解体中も環境のモニタリングを行いますことですか、安全対策には徹底して取り組んでまいりますということを記載させていただいております。

最後の2枚のスライドがそれに続く浪江町の仮設焼却施設における広域処理の説明でございます。この点も前回の全協で若干説明しておりますが、業務概要のところ、記載ございますとおり、処理予定期間としましてはこの平成30年の9月下旬から平成34年の3月までを予定しております。運搬作業のところで記載ございますように、特定廃棄物の運搬車であることがわかるような車両の表示のもとに運搬を進めてまいりますのと、安全対策のところでも記載ございますが、富岡町さん、道路管理者として記載ございますが、富岡町さんはじめ関係者と緊密に連携をとりながら、輸送における安全も果たしてまいります。

最後のページでは、運搬経路として主に国道の6号を用いて北に上がっていくルートを考えておりますので、図で説明させていただいております。

以上が災害廃棄物の処理についての部分の説明でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） まず、1ページ目のフォローアップ除染に関しては大分進んできて、それなりの効果が出ているのかなと思うのですが、ぜひ残っている件数については力を入れて早急にやっていただきたいと。特にフォローアップ除染は解除区域なものですから、やっぱり町民が戻るために絶対条件が必要だということですので、よろしくお願ひします。

あと、里山再生モデル地区の除染なのですが、先ほどの工程などを見ますと、31年に取りまとめということですが、現実的にはやっぱり解除区域は町民が戻るための施策を組んで町 자체が頑張っておりますので、国の大好きな枠での31年度目安というのは、ちょっと私は理解できないのです。富岡は、よその町村から見ると、大分その除染はおかげさまで進んでいるのかなと。里山も22路線だかあるうちが、今まだ実施していないところが1路線で、21路線が完了しているということですので、早急に……

〔何事か言う人あり〕

○13番（渡辺三男君） 済みません。里山については、もう完了が近くなっていますので、そういう部分は早急に結果を出しつつ次にかかっていただきたいということなのですが、31年取りまとめというと大分中があいてしまうのかなと。

あと一つは、里山の試験除染、里山の地区を決めて今やっていますが、富岡全体を考えた場合にどことどこを里山とした位置づけで最終的にやるようになるのか。当然やらなくてはならないと思うのです。富岡町全体を考えると、人家が張りついている場所にそういう里山的なものがいっぱいありますので、そういうところを早急にやっていかないと、やっぱり人は戻ってこれないです。そういう部分でぜひお願ひしたいと思います。

あと、これ全部いいの、ずらっと。

○議長（塚野芳美君） この資料の分は、全部まとめて手短にお願いします。

○13番（渡辺三男君） あとは、解体の件に関しては、実際解体済み件数が179件ということで、前年度、年度またぎで11月だか12月に発注しているのです、867件。これは、何で年度またぎで出したかということは、多分12月工期の中で集中しないで解体できるような考えで出したのかなと思うのです。それが現在今もう8月終わって9月に入っていますので、残りの工期が10、11、12、3ヶ月しかないのです。3ヶ月しかないのにもかかわらず、668件残っていると。当初の説明だと、平均70班体制で順調に壊していくれば、12月末で867件解体済みになるよという説明があったかと思うのですが、大分その数字とはかけ離れてきていると。その原因はどこにあるのかということで私も不信感を持っているのですが、原因はどこにあるのですか。これ承諾書に関しては、大分もらっているのかなと思うのです。町の建物、町の持ち物に関しても町長は前から民間の建物が解体できないとすれば、承諾書が余りもらえないとすれば、町の物件を早急に解体してもらうようお願いするよという話は聞いていたのですが、町から聞くと、町の物件は大分承諾書はいただいているような説明があるのです。それで、富岡側から南に関しては環境省さんとの打ち合わせももう済んでいると。そういう答えが来ているのですが、解体は実際全然進まない状況だということですので、どの辺に進まない理由があるのかお聞かせ願えればありがたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 須田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須田恵理子君） ありがとうございます

ございます。まず、解除エリアのフォローアップ除染についてですけれども、確実に進めていきたいと考えております。

それから、里山再生モデル事業についてですが、31年度の取りまとめが遅いのではないかということについては、済みません、これは政府全体のモデル事業のスケジュールがこうなっておりますので、その点についてはちょっとご了解をいただきたいと思います。ただ、一方でどのエリアを里山と考えるかというのは、もともと人が日常的に立ち入るエリアということでなっておりまして、例えばそういうところについて具体的なお話をあれば現在の除染のスキームでもできますので、町から具体的なご相談があれば現地確認をした上で、人が日常的に立ち入るようなところについては、できることをやっていきたいと、その取りまとめを待たずにやっていきたいと考えています。そういう意味では、解除エリアのフォローアップ除染もそうですけれども、住民の方からのお声にきちんと応えていきたいと考えております。

○議長（塙野芳美君） 江藤さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部放射能汚染廃棄物対策課建物解体廃棄物処理推進室室長（江藤文香君） 私から解体の状況についてのご質問について回答させていただきます。

解体の進捗がおくれている原因としましては、申請書をいただきました後に書類の不備ですか、権利関係の確認の部分と、あとは申請者様で内部の片づけがまだ終わらないですとか、あとは期日指定がありまして、いついつの解体にしてほしいとかというご希望がございまして、そういうことで今までちょっと全体としておくれてきているところなのですけれども、先ほどご説明申し上げましたとおり、今立ち会い済みが535件となっておりますので、今後は70から75班体制で進めてまいりまして、先ほどご指摘がございましたとおり、工事が集中しますと安全面の問題ございますので、工期延長等も考えながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（塙野芳美君） あと、今公共のものですが、民間のものが進まない間に公共を優先してやるということになっていたはずだけれども、その辺はどうなっているのかということにお答えください。

江藤さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部放射能汚染廃棄物対策課建物解体廃棄物処理推進室室長（江藤文香君） 公共施設につきましては、ご理解のとおり民間や個人住宅を優先にして、その間に間を狙って入れていくということにしておりまして、こちらも権利関係とかの調査ですか、書類の関係ですかというのを進めるとともに、今はこうやって先ほど申し上げましたとおり、個人住宅の解体案件ございますので、まずはこちらを進めて、その後で公共施設についても着実に進めてまいりたいと考えております。

○議長（塙野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） まず、里山再生モデル地区の除染、これはもうほぼ完了しつつあるということで、今の答弁だと町で常に生活する中で立ち入るような場所は指定していただければ今のスキーム

の中でできるよという本当にありがたい話をもらいました。ぜひそういうところ、町と我々と、あと町民からちょっと高いのではないかとかいう話を聞いたら、すぐお願ひするようにしますので、ぜひその中のスキームでやっていただければ、最終的な取りまとめは31年度になっても問題ないかなと思いますので、ぜひお願ひします。

あと、試験除染等しながらやったグリーンフィールドもあり、遊歩道が21路線、1路線だけまだ完了していないということですので、ただその除染の仕方なのですが、当初除染が始まったときには影響範囲が20メートルと環境省さんは言ったのです。それで、いつの時期、どこでどういうふうに変わってきたのか我々わからないうちに今は影響範囲5メートルと捉えて、遊歩道でも何でも5メートルしかやっていないのです。その辺が本当に放射能の影響が5メートルでとどまるのかということが不安なのです。本来であれば20メートルとか30メートルやってもらえば一番ありがたい。例えば里山なんかは日々人が入る場所だという位置づけにするのであれば、本来であれば堆積物の除去を全面的にやって、その歩道とか、そういう部分からは5メートルとか10メートル被覆をするというような考え方方が一番なのかなと思うのですが、その辺は今までやってきた結果の中で堆積物除去をした結果、逆に上がったよなんていうケースもあるには聞いていますが、その辺はしっかりやってもらわないと我々は困ってしまうのかなと思うのです。その考え方を教えてください。

あと、解体の件に関しては、例えば民家を優先してやるとすれば、民家の承諾書がもらえなくて足踏みしているのではなくて、町は全部もう承諾書もそろえて出していますよと言うのですから、何で進めないのですか。当然12月末で867個発注しているながら、もう3分の2終わってしまいますよね、工期で。3分の2以上です、これ実際。それで、終わらなかつたら工期延長するわで済むかもしれないですけれども、我々はここで生活するようになるのです、今から。やっぱり壊すものは一日も早く壊してもらって、新たな生活へ進むわけですので、終わらなかつたら工期延長しますよ、それはちょっと理解できないです。それでは早発で出した意味ないでしょう、これ。12月で867件終わらせるために手続上の問題があるから、3月、4月に発注では間に合わないから、11月とか12月に発注しますよといつて発注しているのです。だと思うのだ。もくろみから180度も転換してしまっているでしょう。それで、当初70班体制で平均的にやっていくと、12月まで867件解体できるよという説明していました。それが現段階で179件ということは、とんでもない数字の開きありますよね。その辺をきちんと工程管理しながら、環境省さん、落札した業者、あとはこの承諾書をもらえば別な会社だと思いますので、その辺をしっかり見きわめながらやっぱり工程を進めていただかないと我々も困ります。これ12月、当然工期延長を視野に入れているということなのですが、いつまで工期延長を視野に入れているのですか。まだ年度またぐのですか。その辺もうもう教えてください。

あと、町の案件は民間の合間、合間にれるということですが、民間の解体がいっぱいあって忙しく進んでいるのであれば、町の物件はもうちょっと待ってくださいよ、それも理解できるのです。だけれども、もう全然話が違うような段階に来ていますよね。その辺を教えてください。

○議長（塚野芳美君） お答えください。

須田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須田恵理子君） 最初の森林の除染の考え方についてでございますけれども、議員ご指摘のとおり、生活圏から20メートル程度が影響範囲であるということでこれまで進めてございますし、その考え方は変わってございません。まず、その20メートルぐらいの範囲で堆積物除去をやってみて、一定程度線量が下がるかというのを確認の上、さらにそれでやっぱりちょっと下がりが十分ではないなと思われるときには5メートルの剥ぎ取りをするというような対応をとってございます。グリーンフィールドの歩道周辺についても、そういう対応で進めてございます。ただ、ここについてはちょっと遊歩道の隣はのり面が結構勾配がきつくて被覆ができないというような事情がありまして、遮蔽効果がないということなので、その分少し下がりが悪くなっているということはあるかと思います。20メートルでやるという基本の考え方は変わってございません。

○議長（塚野芳美君） 江藤さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部放射能汚染廃棄物対策課建物解体廃棄物処理推進室室長（江藤文香君） まず、公共施設の建物についてでございますが、ご指摘のとおり民間の解体が滞っているのであれば、今度は公共施設をやると機動的に、効率的にやらなければいけない部分もあったかと思っておりまして、しっかりとそういう工程管理の徹底とか見きわめとかというのも今後やってまいりまして、公共施設も対応してまいりたいと思っております。

あと、もう一点、年度をまたぐのかというご質問に関しては、まずは年度内の工程延長を考えてございますが、これも残り4ヶ月弱の工程次第かとは思っておりますので、ここもしっかりと見きわめてまいりたいと考えております。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 除染についてはわかりました。今の説明で説明は理解できるのですが、どうしてもやっている状況を見ますと、今5メートルにとどまっている状況が多いのかなと思うのです。本当に20メートル堆積物の除去とか、もうもうやつていただいているとすれば、特に民地との境界からの除染、そういう部分に関してもやっぱりしっかり20メートルなら20メートル見えるような除染していただければありがたいと。といいますのは、前の委員会でもいろいろ言って、6号線の堤のへりなんかは至急対応してもらって、大分線量は下がったのかなと思うのです。今役場庁舎からグリーンフィールドに向かっていってエス・バイ・エルの住宅地あるのですが、それも環境省さんの協力のもと、人家に近いということで1マイクロくらいあってはとても生活圏にはならないということで言つたら早急にやってくれて、今工事を行っているみたいなのですが、あの姿を見ましてもやっぱり5メートルしかっていないのです。だから、この答弁と現場がちょっと合っていないような私気がするのですが、その答弁と現場が合っているかどうかの再度確認してください。お願いします。

あと、解体に関しては、さっきも言ったように、工期を延ばせばいいという問題ではないですので、やっぱりしっかりとやっていただかないと。余り集中しますと、今度70班体制が100班体制だ、150班体制だと。工期だけ頭に入れてやられれば、今度地域に住んでいる人たちにいろんな迷惑がかかってきますので、ぜひその辺の平準化の工程管理をしっかりとやっていただきたいと。その辺は要望しておきます。よろしくお願ひします。

終わります。

○議長（塙野芳美君） 須田さん、堆積物の除去が20メートルで、表土剥離は、地形にもよるのでしようけれども、5メートルということでおろしいですか、話は。そういうことでよろしいのですね。あとは要望でしたけれども、とりあえづお答えください。

須田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須田恵理子君） 今具体的な場所もご指摘いただきましたので、どういった対応をとっているか確認したいと思います。

○議長（塙野芳美君） 江藤さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部放射能汚染廃棄物対策課建物解体廃棄物処理推進室室長（江藤文香君） ご指摘の解体の案件の居住化につきましては、課題であると認識しておりますので、今後やっていきたいと考えております。

○議長（塙野芳美君） そのほかございますか。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） まず、島田さんに聞くか。当たり前の確認。8,000ベクレル以下は、民間の最終処分ではかってできるところは中間処理でも何でも受け入れてもらえると。8,000以上は、指定廃棄物で国直轄だと。その上で仮に従来、前からもそうで、前も言ったのだけれども、みんな除染関係もそうなのだけれども、マイクロシーベルト、人体に及ぼす単位でばかり言っていて、ベクレルで出てきて、8,000以上指定廃棄になって、その状態で事業に伴っていじくったものに限って8,000以上を国で引き取るのだが、8,000以上のベクレルあれば、ここはみんな国で除染ないし何かで撤去するのか、そこをまずはつきりしてもらいたい。

それで、さっき13番議員と重複するのだけれども、里山にしても結局通路の分、左右5メートルずつで幅員10メートルなら10メートルでいいのだけれども、それ以上のところは高いから入るなというのなら、それなりの区分をしてもらいたい。通路の区分。書けますか、ここから先は高いですから、入ってはいけませんと。国で書けますか。看板を立てることできますか。その区分け。

あと、これ事後モニタリングだって終わってすぐはかるのもいいけれども、これが必ずしも2ページでいう宅地のうち森林、道路、全地目のこの数字で本当にいいのか。これは、面的なものだけでしょう。面的な、地面。建物の除染で残したうちもしっかりとはかってもらわないと。家屋、残したものもきっちりはかってもらわないと。

それと、一気に5ページの解体関係。今現在29年その2のやつと今度解体、除染と2つの区分けで、29年その2のやつは解体はできるけれども、困難区域の中の除染はできないから、この業者では。別にとっている鹿島の除染でやるしかなくて、進まないから、同じ頭、同じ発注者でも。それで今うんと問題になっているのだ。

それと、町の公共建物云々と言っているのだけれども、本当にこの答弁でいいの。昔から、始まつたときから高さのあるものを先壊さないと、低いものを残してしまったのでは、あとかぶらない。仮囲いやつたからって100%低いところへ飛ばないという保障ないから。高いものを壊していくて低いところをやればより一層効果的だけれども、何か答弁を聞いていると、全然現場の現状を把握していないみたいな答弁だから。中尾さんも今回初めて来ているのでしょうかけれども、よくここら辺は受け継ぎしているのでしょうかから、十二分富岡町内の今の解除区域と困難区域の除染、解体だとか、先行除染とか、どういう発注の仕方で兼務できるものと兼務できないものとか全部わかっていて答弁してもらわないと、1つずつ聞いていると何か現状に合わない答弁だから、本当にそれでいいのかなと思って。ベクレルの場合は、厚労省も絡んでくるから、環境省だけで済まないから。だから、今言った答弁、それだけしっかり教えて。

○議長（塚野芳美君） 島田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部放射能汚染廃棄物対策課滞留廃棄物対策室室長（島田智寛君） お答えさせていただきます。

8,000ベクレル超であれば指定廃棄物、以下であれば廃棄物かということと、あとそのほか例えば除染由来であればどうかといった点などお尋ねいただきましたが、恐らくちょっと私の説明で廃棄物の分類がどうしてもわかりにくかったものと考えております。いま一度整理させていただきますと、除染によって生じた廃棄物であれば、いわゆる除染廃棄物として、こちらは8,000ベクレル超であるか以下かというのにかかわらず、それはもう国の処理責任として、法律上の厳密なところを言うと対策地域内廃棄物というものの1種類になるのですけれども、それとして環境省が中間貯蔵施設に持っていく等対応を進めていると。それから、対策地域内廃棄物として、そのほかに例えば話にもありますような家屋の解体ですとか、あるいは片づけごみの回収ですとか、そういうたるものも該当しております、これらも国の処理責任に該当すると。震災直後とか除きまして、今の実態ベースで申し上げますと、通常の事業活動から生じるものというものは、この国の処理責任に当たる対策地域内廃棄物というものには当てはまりませんで、事業系の一般廃棄物であったり、あるいは産業廃棄物であったりというものでございまして、こちらは各事業者様において排出者の処理責任ということで、通常の廃棄物の対応をしていただくのですけれども、その中でも8,000ベクレルを超えるものというものは放射性物質汚染対処特措法上、指定の申請をいただければ指定した上で、その指定の暁には指定廃棄物として国が処理を進めていくというものでございます。そういう意味では、済みません、ちょっと引き続きわかりにくい答えだったら申しわけありませんが、対策地域内廃棄物に……

〔何事か言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） では、再度確認したいのは。

○12番（高橋 実君） 仮に国でここを除染なら除染をしました。マイクロ、マイクロと言うけれども、終わった後にはかつたら8,000ベクレル以上あったものは、もう一回取り除いてきれいにするのでしょうと言っている。除染、国で直轄でいじくらなくとも、個人が仮に里山で10メートル幅員のこっち側でとっていってはかつたら1万ベクレルあったからって、ずっと8,000以上のところをやっていくわけでもないのでしょうと。この2つの区割りを聞いているの。

○議長（塚野芳美君） 島田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部放射能汚染廃棄物対策課滞留廃棄物対策室室長（島田智寛君） 除染は、場合によっては補足があるかもしれませんけれども、除染を行うかどうかについては線量に基づいて判断をしているのですけれども、この8,000ベクレルと申し上げておりますのは、こちらは廃棄物として見たときにこれを国の処理に持っていくのか、それとも通常の処理に持っていくのかの判断でございまして、きょうの資料で書いておりますとおり、若干割愛させてもらったのですけれども、廃棄物を処理する過程でその廃棄物による人体への被曝の影響を考えたときに8,000ベクレルというものの以下であれば、最も放射線の影響を受けやすい埋め立て作業においても年間の追加被曝線量は1ミリシーベルトに満たないだろうと、そういた基準で8,000ベクレルというところを引いておりますので、こちらはすごく平たく言えば、この廃棄物が普通に処理していいか、それともちょっと普通の処理では足りないから、国が引き取りましょうかというそこの廃棄物のマル・バツを判断するのがベクレルなのです。除染するかどうかというところは、そこはどうしてもそのエリアの空間線量で考える必要があるので、こちらどうしてもシーベルトで考えているというところでございます。ちょっとそういう意味では、単位が異なっているところはどうしても紛らわしかったり、あるいはいっそ統一するべきではないかというお考えがあり得るかもしれませんけれども、一方で除染の必要性については、やはり空間の線量で判断する必要があると。一方で、廃棄物を引き続き通常の処理でいいか、それとも国が引き取るべきかというそこの判断は、やっぱり廃棄物そのものの放射能の濃度で見なければなりませんので、ちょっとそういった実際の必要性に応じて単位がどうしても分かれているという状況でございます。よろしくお願いします。

○議長（塚野芳美君） 須田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須田恵理子君） 里山再生モデル事業について、遊歩道両側5メートルやって、その先立入禁止みたいなことができるのかというお話をございましたけれども、済みません、環境省だけでちょっと今できるとも、できないともお答えしがたいので、そういうご要望があったということで少し関係者とも相談をしていくことかなと思ってございます。

それから、残った家屋の分の測定ということで、宅地の部分の線量でございますが、おっしゃると

おりこの2ページにお示ししている、あるいは3ページにお示ししているものの測定点というのは、定点の測定点になります。建物が残っている場合には、その建物周辺のポイントもこの中には含まれているということです。ただ、恐らくご指摘のことは建物の周りに例えばホットスポット的なところが残っているのではないかということで、そういったところを丁寧にはかるべきではないかというご指摘かと思いますので、そういったことは地権者の方のご要望なんかも伺いながら、定点とは別にまたはかっていきたいと。必要な場合には、対応をとっていきたいと考えております。

○議長（塙野芳美君） 江藤さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部放射能汚染廃棄物対策課建物解体廃棄物処理推進室室長（江藤文香君） 解体につきまして、公共施設の解体でございますが、これまで実績としては個人の住宅や民間の解体を進めながら、その間に公共事業の解体も入れていくということをしておりましたので、今後もそのように進めていきたいとは考えておりますが、ご指摘のとおり現場、現場、固有の話もあるうかと思いますので、私自身着任して現場を見ているのはまだ数としては少ないので、しっかり現場を見て今後とも進めていきたいと考えております。

○議長（塙野芳美君） まだ答弁漏れがあるのですけれども、もう一回聞きますか。

○12番（高橋 実君） 一番大事なところだけ聞きます。

○議長（塙野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 島田さん、国直轄で、どの工事でもいい、工事したところが8,000以上だったら国の指定廃棄物で処理しますよというのはわかっているのだ。私言っているのは、工事したところで8,000以上まだ残っていると。工事現場を管理したことあるか。解体でも除染でも今は各工事現場に工事看板出して、何ベクレルある、何マイクロあると提示しているわけ。そうすると、除染終わった解除区域でも1万ベクレル以上あるところはいっぱいあるのだ、国で工事して。これわかっているのなら、これをとって入れかえろと言っているの、早い話が。工事して出たものが8,000以上あつたら、これは指定廃棄物で処分しますよと、こんなの当たり前。高いのわかっていて提示しているのだもの、工事看板に。5センチとて、10センチとてマイクロもベクレルもはかりながら8,000以下に戻していくのが本当でないのかという質問をしているのだ。ぴんとこない。

あと、解体にしても同じ。高いところを民間であろうが、公共であろうが、たっぱの高いやつを早く壊してしまって、それから低いところを壊せば、より安全な解体、除染ができるのではないですか。しかも、あと13番議員が言っていた件数にしたって何にしたってみんな同じでしょう。おたくらのところで発注しているのでしょう。解体も何も29年その2で八百六十何ぼとか、解除区域何ぼの、困難区域何ぼ、今度解体、除染で300棟ぐらいとか。公共のやつは、29年その2には本来入っていないでしよう、件数として。ほとんどが解体、除染に入ってきたいるのではない。解除区域の中で低いところは9月5日に概要書を発注しているみたいだけれども、すぐに。現状をよく各担当が調べて答弁してくれないと困るのだ、何ぼ人が入れかわったとしたって。1人で仕事やっていないのだから、

環境省で仕事やっているのでしょうか、責任なさ過ぎるのでないの。どういうものでしょう、中尾さん。

○議長（塙野芳美君） では、それぞれからして、後で中尾さんからも。

島田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部放射能汚染廃棄物対策課滞留廃棄物対策室室長（島田智寛君） 工事の現場、私の想像力がちょっと及び切っていないところもあるかもしれません、いずれにせよ8,000ベクレル超のものにつきましては指定を申請していただいて、指定をしてという先ほどのチャートで示したような手続を踏めば、こちらは指定廃棄物として廃棄物であるものは国が引き取らせていただきますので、ちょっとそちらは具体的にどういったものがあるかということなど教えていただきながら対応させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（塙野芳美君） 江藤さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部放射能汚染廃棄物対策課建物解体廃棄物処理推進室室長（江藤文香君） 今の解体の工事につきましての867件というのは、特にこの建物というのを指定して発注しているのではなくて、どんどん準備が完了していったものから、解体着手できるものから隨時元請事業さんに指示を出しておるところでございまして、公共施設も全体の状況を見ながら隨時入れていきたいとは考えておりますが、ご指摘のとおり組織として引き継ぎ等もしっかりと人がかわっても同じ体制でできるようにするということは大切なことだと思っておりますので、今後やってまいりたいと考えております。

○議長（塙野芳美君） 中尾さん。

○環境省福島地方環境事務所次長（中尾 豊君） 厳しいご指摘をいただきまして、ありがとうございます。除染でできることというのも、除染ですと現場にある建物を壊すというところがなかなか難しいわけでございますけれども、そうでないものについてはフォローアップなどをきちんと線量で確認して、できるところというのはやっていきたいと思います。これまでこの場には上田が出席させていただいてございまして、私も4月に着任させていただきましたけれども、富岡町には10日に1遍ぐらい実はいろいろな形でお邪魔させていただいております。ですので、そういったときにはできるだけ現場も見させていただきまして、引き続きしっかりとやっていきたいと思います。確かに環境省も人事異動、定期的にはございますけれども、現場に張りついている人間、比較的長くいる者もあります。全員がかわっているわけではありませんので、そのあたり引き継ぎをローテーションはしっかりと組みながらやっていきたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（塙野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 中尾次長、とにかくきのう、きょう来ようが何しようが構わないので、当町が早く復旧、復興の現実を見られるように国が、あなた方が率先して各部署を取りまとめて現場優先主義で考えないと、福島の机上の上で考えたって答えなんか出ない。私はそう思う。私は、そうやつ

て23年3月11日からずっと富岡に張りついているのだけれども、さっき島田さんへ言ったのも、では出さなかつたらばそのままでいいのかと言っているの、私は。出したものだけ自分の滞留廃棄物対策室長としての、持ち分だけでなく、出たらば、これは8,000あれば国で片づけますよ、8,000以下なら出したほうでやりなさいと言っているのでしょうか、残っているところはどうなのだと言っているの、私は。このデータは、解体だって除染だって工事現場に必ず表記しているわけでしょうと言っているの。マイクロとシーベルトの人体に及ぼす単位と強さをあらわすやつと二刀流でやっているのだもの。これを下げてもらうのには、より一層現場を見ながら下げる努力をしてくださいという質問。どこまで8,000の意味がわかっているのだとおもったのです。

終わります。

○議長（塚野芳美君） 中尾さん。

○環境省福島地方環境事務所次長（中尾 豊君） ご指摘いただきまして、ありがとうございます。現場感覚を非常に大切にしながら、現場ができるだけ回るように、所内の事務所でも現場は、監督している部署は両方見ている者もおりますけれども、本所でもできるだけ連携をとってやっていきたいと考えてございます。引き続きご指導よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。重複する部分はやめてください。

7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 8,000ベクレル以下の廃棄物の業者への支援というところなのですけれども、結局8,000ベクレルと業者のマイクロシーベルト違うのですけれども、業者に8,000ベクレルの検査がされてというか、マイクロがどうであろうが、8,000ベクレル以下は素直にもう受け入れてくれるという体制をしていただけるのが非常に早道なのですけれども、その辺は業者との話の中でどういう形になっていますか。

○議長（塚野芳美君） 島田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部放射能汚染廃棄物対策課滞留廃棄物対策室室長（島田智寛君） お答えさせていただきます。

先ほど説明申し上げたような補助金などの説明も交えつつ、県内のいろんな事業所には我々からも8,000ベクレルの安全性ですとか、あるいは処理をそもそも引き受けってくれという直談判ですとか、しているところでございます。状況としましては、県内幾つかいわゆる管理型処分場を管理して運営している事業者様を回っているところ、反応は事業者によって異なる部分もあるのですけれども、ある程度の残容量を持った上で特に8,000ベクレル以下であれば、その濃度についてはこだわらずに引き取れると言っている事業者も幾つかはあるのです。ただ、その上でやはり個々の廃棄物になると、ある程度のまとまりがあったほうが引き受けるときにコスパがいいとか、分別がちょっと徹底されていないと引き受けるに当たってちゅうちょしてしまうとか、そういういったケース・バイ・ケースがどうしてもあるので、その点は個別の受け入れる側の反応も踏まえながら、8,000ベクレル以下であれば

大丈夫と言っている事業者については、より積極的に受け入れてもらえるよう我々もマッチングの過程で働きかけているところでございます。一方で、線量基準のご指摘ましたが、確かに全ての事業者が8,000ベクレル以下であれば大丈夫と言ってくれている状況では残念ながら、恐縮ながらございませんでして、0.3マイクロシーベルトですとか、0.5マイクロシーベルトという自主基準をどうしてもいまだに取つ払えていない事業者もあるのは事実なのですけれども、ちょっとその辺はそれらの事業者的心配事も丁寧に聞きながら、速やかに働きかけていこうと思っております。例えばさらに下流の最終処分事業者で8,000ベクレル以下であれば大丈夫と言っている反応を踏まえて我々がそれを上流の中間処理業者にフィードバックをもつとしていければ、そういったあたりの自主基準もある程度緩む部分もあるかもわかりませんし、あるいはお聞きしている限りですと、例えば処理工程で、脱水とか焼却とか、そういった過程で指定廃棄物が出てきてしまうと保管が大変だから、ちょっと引き受けにくいとかという声もございますので、そういった場合には指定廃棄物がもし出たら国が早期に引き取るように対応させていただきますという説明なども添えれば、ちょっとそういった部分で今後より引き受けが進む部分もあるかもしれませんので、ここはまさに働きかけを進めている途上でございますけれども、引き続き円滑になるように進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（塙野芳美君） そのほかございませんか。

8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 先行地区の解体がまだ残があるみたいですけれども、復興再生拠点のA地区もこの先行地区も大体同じところにあるのです、同じ部落というか。だから、先行地区の解体が終わらぬうちにA地区に入らないでなくて、もう受け付けているから、先行地区が終わらなくともどんどん、どんどん解体、除染、これを進めてもらいたいのですが、そういう考えがあるかと、あと今の資料の2ページで、夜の森の先行地区の宅地が除染後0.8なのです。0.8というのは、当然まだまだ私から見れば再除染をやってもらいたいような数字なのです。結局フォローアップとは言わないけれども、このままこれでもう除染が終わって自然減衰を待つか、もっともっと下げるべきだと思っているのか、その辺ちょっと教えてください。

○議長（塙野芳美君） 江藤さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部放射能汚染廃棄物対策課建物解体廃棄物処理推進室室長（江藤文香君） 解体についてお答え申し上げます。

拠点の解体申請は、スライド6にありますとおり、98件出ておりまして、現在34件まで書類の整備等終わりまして、3者立ち会いのアポイントメントをとろうかと進めているところでございます。ご指摘のとおり、解除済み区域の解体完了を待つことなく、拠点も進めてまいりたいと思っておりますので、そのように進めてまいります。

○議長（塙野芳美君） 須田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須田恵理子君） 先行地区の宅地の除染後の線量についてご指摘をいただきましたけれども、まず2ページに書いてございますように、現在局所的な高線量箇所の対策を実施してございます。それに加えて、その実施が終わった後も引き続き対策がとれるところについては従前のフォローアップのような形で対策を進めていきたいと思っておりまして、我々も0.8でよしと、あとはもう自然減衰を待とうということではなくて、積極的に下げられるところは下げていきたいと考えてございます。

○議長（塙野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） なければ、この件につきましては質疑を終了いたします。

説明者入れかえのために暫時休議いたします。

休 議 (午後 2時16分)

---

再 開 (午後 2時17分)

○議長（塙野芳美君） 再開いたします。

次に、中間貯蔵施設への輸送及び特定廃棄物埋立処分事業についての説明をお願いいたします。

高木さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部放射能汚染廃棄物対策課特定廃棄物処分推進室室長（高木恒輝君） それでは私から資料1－2について説明させていただきます。着座で失礼いたします。

1ページ目をごらんください。中間貯蔵施設への輸送の状況についてでございます。特にこの紫の四角の中にありますとおり、平成30年度の輸送の実績としましては、8月末日現在で計46万4,352m<sup>3</sup>の搬入量となっております。このうち富岡町内からの輸送については、この黄色い四角の中にありますとおり、約4万m<sup>3</sup>を搬出しているところでございます。

続きまして、2ページ目をごらんください。富岡町内の仮置き場からの輸送状況について、こちら一覧で示しております。このうち一番上の赤坂の仮置き場につきましては輸送継続中とありますが、これはあす、9月7日に輸送を完了する予定となっております。また、深谷3の仮置き場、9月輸送準備調整中となっておるところですが、こちらにつきましては9月14日に輸送を開始し、3月中旬に完了する予定で準備を進めております。また、深谷2仮置き場につきましては、来年の3月に輸送する予定で調整中であります。

続いて、3ページ目をごらんください。こちら、これまでにお示ししております中間貯蔵施設への輸送ルートについてでございます。今回右上の写真にありますとおり、新たに県道広野小高線、県道小良ヶ浜野上線交差点に誘導員を新たに配置しております。引き続き車両の安全を確保しながら、中間貯蔵施設への輸送を継続してまいります。

続きまして、特定廃棄物埋立処分事業についてのご報告をさせていただきます。今回ですが、縦の資料になります。こちらは、9月の富岡町の広報紙におきまして2枚の折り込みチラシ、お知らせチラシを折り込ませていただきましたので、紹介させていただきます。1枚目が資料1—2に続けてとじてありますこの特定廃棄物の埋立処分事業に関するお知らせでございます。このお知らせにおきましては、まず真ん中の段でこれまでの搬入袋数、7月末までに約3万袋搬入させていただいたことですが、また下の2枚の写真においては上から埋立地を見た写真、これを昨年の10月と比べることで徐々に埋まっている様子がわかるように記載しております。

裏面をごらんください。裏面では、モニタリングについてとしまして、こちら6月の全員協議会でもお示ししました敷地境界の空間線量率のグラフを7月末までのデータとして取りまとめております。これまでと同様、搬入に伴って、搬入はこの緑の縦線ですが、搬入に伴いまして、空間線量率が有意に上昇したといったことは見られておりませんで、むしろ物理的な自然減衰により徐々に値が下がっているのが見てとれます。また、下流河川中の放射能濃度についても検出下限値未満となっております。

下半分につきましては、檜葉町の波倉地区に現在建設中のセメント固化化施設についての状況を掲載しているところでございます。

2枚目の折り込みチラシにつきましては、特定廃棄物埋立情報館リップルンふくしまの案内チラシとなっております。冒頭次長からもございましたが、8月24日の開館式におかれましては、議長を初め多くの議員の皆様にご足労いただきまして、改めて感謝申し上げます。おかげさまで無事開館いたしまして、施設の運営をスタートしているところでございます。このような形で広報紙に案内チラシを折り込ませていただくことで、より多くの富岡町民の皆様にご来館いただけるきっかけとなればと願っておりますところでございます。

以上で資料1—2の説明を終わります。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） 大丈夫ですか。資料に目を通すのは終わった上でなしということでおろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件1、除染及び建物解体工事の進捗並びに中間貯蔵施設への輸送及び特定廃棄物埋立処分事業についてを終わります。

ここで、環境省の職員の皆様にはご退席をいただきたいと思います。ありがとうございました。

14時30分まで休憩いたします。

休 議 (午後 2時22分)

---

再 開 (午後 2時35分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、付議事件2、富岡町電源立地地域対策交付金公用施設整備基金条例についての説明を企画課長より求めます。

企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） それでは、富岡町電源立地地域対策交付金公用施設整備基金条例（案）について説明をさせていただきたいと思います。説明は、着座にてさせていただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 結構です。

○企画課長（原田徳仁君） まず、（1）、条例の目的でございます。本件は、新たに制定したい条例でありまして、電源立地地域対策交付金を公共施設整備に要する資金として基金に積み立てるため、地方自治法第241条第1項に基づく基金設置条例で富岡町アーカイブ施設整備事業に交付金を活用してまいりたいと考えてございます。

次に、（2）、条項建てでございます。全部で7条建てとさせていただいております。第1条から順に設置の目的、それから積立額、管理方法、繰替運用、それから運用益の処分方法、目的の限定、最後に基金管理に関する事項は別に定めることとさせていただきまして、附則として公布の日から施行するものであります。

詳細につきましては、次ページに添付させていただいている（案）のとおりでございます。

以上で新規条例に関する説明は終了となります、ここで電源立地地域対策交付金に関する基金を紹介させていただきたいと思います。（3）でございます。現在電源立地地域対策交付金に関する基金につきましては、8月18日時点での基金種別と基金額を記載させていただきました。施設の運営に当たるための経常的に発生する経費に充てる公用施設維持運営基金、こちらが約13.9億円、施設の修繕等に要する経費に充てる公用施設維持基金、こちらが約2.8億円、最後に電源立地促進対策交付金を原資として積み立てた施設の修繕等に要する経費に充てる公用施設維持基金、こちらは残高なしによりまして、今定例会に廃止条例として上程する予定でございます。

以上が説明となります。よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件2、富岡町電源立地地域対策交付金公用施設整備基金条例についてを終わります。

説明者入れかえのため暫時休議いたします。

休 議 (午後 2時38分)

---

再 開 (午後 2時39分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、付議事件3、富岡町水産業共同利用施設の設置及び管理に関する条例についての説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） それでは、付議事件3、富岡町水産業共同利用施設の設置及び管理に関する条例（案）についてご説明をさせていただきます。説明につきましては、座って説明させていただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 結構です。

○産業振興課長（猪狩 力君） 東日本大震災の津波によりまして、富岡漁港は甚大な被害を受け、漁業組合の施設は流出しております。町は、水産業の振興と漁業者の経営の安定を図るため、国の東日本大震災復興交付金を受けまして、水産業共同利用施設として漁具倉庫と上架施設を整備することとしました。間もなく完成となりますことから、運用開始に向け、設置条例及び管理に関する条例を制定しようとするものでございます。趣旨をご理解いただき、内容をご確認いただければと思います。

内容の説明につきましては、産業振興課課長補佐の佐々木より説明をさせていただきます。

○議長（塚野芳美君） 課長補佐。

○産業振興課課長補佐兼農林水産係長（佐々木邦浩君） それでは、着座のまま説明させていただきます。

それでは、資料3をごらんいただきたいと思います。（1）、制度の目的でございますが、今ほど課長のお話にもありましたとおり、水産業の振興と漁業者の経営の安定化を図るというものが目的でございます。そのため施設の運営開始に向けまして、漁具倉庫の設置と、それから管理に関する条例を今般新しく制定しようとするものでございます。

（2）、条項建てでございます。全9条で構成しております。まず、第1条におきましては設置の目的、それから第2条で施設の位置、第3条にて施設の構成、第4条では管理の原則、それから第5条では指定管理者による管理、第6条では利用料金の設定、第7条で指定管理者が行う業務の範囲、第8条で指定管理者が行う管理の基準、それから第9条で条例施行に必要な事項は別に定める規定、附則としまして、施行日を規則で定める日としている項建てでございます。

（3）でございます。利用料金の考え方でございます。富岡漁港、こちらにおきましては本町の水産業の復興拠点となり得るところであります、漁業者の経営の安定化を図るために今共同利用施設の効率的な維持管理、それから運営を行っていくというものが基本的な考え方でございます。これらを基本的な考え方といたしまして、この施設の運営に必要な費用を利用料金として設定したというと

ころでございます。

2ページをごらんいただきたいと思います。基本的な先ほどの考え方に基づきまして、この利用料金の算定の方法でございます。まず、土地につきましては福島県の漁港管理条例に基づきます占有料、それから建物につきましては町の行政財産使用条例に基づく評価額、面積、それから利用日数等による算定額、さらに建物総合損害共済金を加えた額としまして、さらに町内公共施設、それから近隣漁港の利用料金を参考に算出させていただいたというところでございます。このような算定方法を用いて、四角く囲ませていただきました漁具倉庫1区画当たりにつきましては年額3万5,000円、それから研修室につきましては4時間ごとに1,300円、それから上架施設、それから洗浄機、こちらにつきましては1回当たり、船の総トン数に応じ、算出させていただいたというところでございます。

参考としまして、中段から下に近隣漁港におきます利用料金、それから3ページ、4ページにおきましては条例の案を掲載させていただいておりますので、ご確認くださるようお願ひいたします。

説明は以上でございます。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） （3）の利用料金の考え方というところで質問させてください。

「施設の運営に必要な費用を利用料金として設定」というのあるのですけれども、これは例えば指定管理者を置いた場合に指定管理料も含めてこの利用料金からという考え方で、できるだけ町からの持ち出しがないように考えると理解していいのですか。

○議長（塙野芳美君） 課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） ご質問いただきました指定管理料も含めまして、その積算のもとで賄うというような考え方でございます。

○議長（塙野芳美君） そのほかございませんか。

7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 2ページの（4）の利用料金の算定のところなのですけれども、1区画当たりということで書いてあるのですが、随分漁具の倉庫の年額にばらつきがあるのですけれども、平米というか、1区画の大きさが違っているのでしょうか。

○議長（塙野芳美君） 課長補佐。

○産業振興課課長補佐兼農林水産係長（佐々木邦浩君） ありがとうございます。漁具倉庫1区画の単価、それぞれの漁港で結構ばらつきがあるというところでございますが、一番低い真野川漁港さんでございますが、30部屋の漁具倉庫ございます。富岡に関しては9部屋でございまして、全体的な金額から割り算していくと真野川さんは非常に安くなるというような算定になっているというところでございます。逆に釣師浜、新地さんでございますが、こちらは区画数非常に少なく、それからほかの荷さばき施設、それから研修室、いろいろなものが加わってきておりますので、これだけちょっと高

くなっているというようなことを各町村から伺っているというところでございます。

以上でございます。

○議長（塙野芳美君）　補佐、いいのですか、それで。今聞いたのは、区画数ではなくて、1区画の面積が違うのではないのかと聞いているのですけれども。

課長補佐。

○産業振興課課長補佐兼農林水産係長（佐々木邦浩君）　大変失礼いたしました。1区画当たりの面積は、全て25平米程度というところで伺っております。富岡町におきましても25平米というところで整備させていただいております。

以上でございます。

○議長（塙野芳美君）　そのほかございませんか。

6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君）　今回漁具倉庫、研修室、上架施設ということなのですが、今まで組合で事務所があったと思うのですけれども、事務所というのは今回はないと思うのですけれども、これはどのような形で事務所、研修室とか使ってやるのですか。

○議長（塙野芳美君）　課長補佐。

○産業振興課課長補佐兼農林水産係長（佐々木邦浩君）　震災前の富岡漁港でございますが、全て漁業協同組合の施設でございまして、今回新しく建て直すものは富岡町の施設となります。整備するに当たりまして、漁港さんと協議させていただいた結果、事務所につきましては相馬双葉漁業協同組合で集約してやるというところで伺っておりますので、事務所の必要性はないというところで今回は漁具倉庫と共同利用施設のみの整備とさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（塙野芳美君）　6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君）　わかりました。そうすると、研修室というのはあくまで時間貸しということで、漁業協同組合の備品とか机とか、そういうものを置くわけではないですね。

○議長（塙野芳美君）　課長。

○産業振興課長（猪狩　力君）　議員ご質問のとおり、研修室につきましては備品として椅子、テーブル等はございますけれども、そういったものは町で用意させていただいて、時間当たり貸し出しというような考え方でございます。

○議長（塙野芳美君）　そのほかございますか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君）　安藤議員から質問があったのですが、指定管理で支出と収入はある程度ツ一ペイになるという考え方で捉えてもよろしいですね。そういう考え方で捉えれば、漁具倉庫3万5,000円、これが一番大きな収入なのかなと、1個当たり3万5,000円ですので。これ組合といろいろ

相談して多分やっているのだと思うのだけれども、全員が借りるという意思表明しているのかどうか。あとは、研修室は漁業者だけの貸し出しの研修室なのか、町民全体を視野に入れているのか、その2点を教えてください。

○議長（塙野芳美君） 課長補佐。

○産業振興課課長補佐兼農林水産係長（佐々木邦浩君） ご質問ありがとうございます。9区画ございまして、全員が借りるというところになっております。今現在組合員数が26名、準会員含めて26名おりますので、その方々が全てお借りするということで調整させていただいているというところでございます。

それから、研修室でございますが、町の施設ということでございますので、一般の方も使っていただいて大丈夫というような貸し付けでございますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（塙野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） わかりましたけれども、組合員が26名ですか。26室ないですよね。これ1室2人とか3人とかという考え方ですか。

○議長（塙野芳美君） 課長補佐。

○産業振興課課長補佐兼農林水産係長（佐々木邦浩君） 今ご質問のとおり、26名で9区画、1部屋3名程度使うというところで9部屋と整備させていただいております。

以上でございます。

○議長（塙野芳美君） そのほかございますか。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 資料の4ページで研修室、料金とかはいいのだけれども、災害時、台風とか何かでここに係留した人らが研修室を使えるように、なおかつ無償でということで文言にうたったほうがいいのではないかということと、あとこの下の洗浄機、船を洗う。洗えばおのずと貝がついていれば貝が落ちる。一般廃棄物処分するのだから、どういうふうにするのだからというのも前言ったと思うのだけれども、それも何も出てこないのだけれども、その使用料の中で全部やるのか。何にもこれもうたっていないし、事細かいこと言うとまだあると思うのだけれども、それは原課の職員がしっかり把握していると思うのだけれども、これに書き忘れているだけかなと、欲目で言えば。そこら辺この2点だけ教えて。

○議長（塙野芳美君） 課長補佐。

○産業振興課課長補佐兼農林水産係長（佐々木邦浩君） ご質問ありがとうございます。まず、その緊急時、台風、それから大しけの場合の研修室の使用でございます。こちらにつきましても非常に重要な施設ということで認識しておりますので、こちらの緊急時の貸し出し、費用負担取るか取らない、減免等も含めまして、別途規則で定める中で、含めまして検討させていただきたいと思いますので、

よろしくお願ひしたいと思います。

それからあと、洗浄機で船を洗ったときの貝等の廃棄物でございますが、振興局さんに確認させていただきまして、一般廃棄物であるというところの確認とらさせていただいております。こちらにつきましても指定管理者におきまして、しっかり処理していただきますよう町と細かい調整までさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） これ一般廃棄物のものも料金の中で船の大きさで料金違うのはわかるのだけれども、小まめに手入れする人は1回に付着して落とすものも少ないけれども、ある程度3ヶ月が半年、1年近く放置していたものを洗うとどさっと落ちるし、その料金の中でちゃんと区分けができるのだが、できないのだが、できるような手法でうたっておいたほうがいいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） 課長補佐。

○産業振興課課長補佐兼農林水産係長（佐々木邦浩君） ありがとうございます。こちらにつきましても、規則の中でうたえるかどうかも含めまして、検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件3、富岡町水産業共同利用施設の設置及び管理に関する条例についてを終わります。

暫時休議いたします。

休 議 (午後 2時52分)

---

再 開 (午後 2時54分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、付議事件4、富岡産業団地整備事業についての説明を関係課長より求めます。

初めに、復旧課長より説明を求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） それでは、産業団地整備事業につきましてご説明申し上げます。

本事業は、地域経済の再興や発展、また町内の雇用の場の確保等により町のにぎわいを取り戻すべく、平成28年度より計画を進めてきたものであります。このたび設計が確定し、財源確保の見通しも立ったことから、今後進めていく実際の整備工事等のハード面に関する点と企業誘致等に関するソフ

ト面について担当課より説明を申し上げます。

本工事に関しましては、国の交付金担当部署との協議のもと、事業費の抑制、早期完成及び早期始業開始、施工品質の確保などの要因により、一工事として発注するものとなっております。総事業費は約87億円であり、今後実施する本工事管理委託費や工業用水の工事負担金等、約73億円の事業費につきましては7月に福島再生加速化交付金の申請を行いまして、協議済みとなっているところです。平成32年度末の完成を目標に現在発注準備を進めているところでございます。

初めに、工事の内容につきまして担当係長よりご説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 係長。

○復旧課復旧係長（渡辺修二君） それでは、産業団地整備に係るハード事業につきまして説明をいたします。説明は着座にて行います。

お手元のA3資料4-1、富岡産業団地整備事業（ハード）をごらんください。本事業は、平成28年度に基本構想、基本計画の策定に着手しまして、平成29年度より詳細な測量設計、その結果をもとに用地取得に着手をしまして、現在に至るところであります。事業期間は平成28年度から平成32年度、予定面積は全体で約34ヘクタール、総事業費は約87億円となっております。現在の進捗ですが、中ほどの表のとおり、用地取得と実施設計については完了しており、物件移転につきましては未完了の部分がありますが、今年度中に終わる予定となっております。事業全体の進捗としましては、事業費ベースで約16%となっております。

資料の下にあります工程表をごらんください。これまで実施設計や関係機関との協議等を随時実施してきており、現在は造成工事の発注準備をしているところです。財源である福島再生加速化交付金が10月中旬に交付決定される見込みとなっておりまして、その後入札等の手続に進める予定でございます。造成工事につきましては、主要工種は土工事となり、約60万m<sup>3</sup>の盛り土となります。設計基盤高さまでの造成、それから約4キロの団地内道路整備、調整池4カ所などを整備するものです。また、企業の早期進出を考慮しまして、部分的に先行して整備を進め、早期に一部供用開始する計画としています。なお、その詳細な時期につきましては、まだ工事着手前ですので、明確な時期等をお示しできるものではありませんが、平成32年4月から一部供用していただけるよう目標として事業を進めてまいります。工事管理につきましては、造成工事の工程管理、それから関係機関との調整、設計変更等々の業務が重なりますので、造成工事と並行して工事管理業務の発注をする予定であります。工業用水につきましては、現在赤木地区の富岡工業団地に供給されているものを一部産業団地に引いてくるものであります。約4.5キロメートルの管布設工事を計画しております。こちらに関しましては、双葉地方水道企業団と工事に関する協定を締結し、管の布設工事については平成31年度末を目標に進めていく予定です。

資料裏面をごらんください。今回整備します産業団地の土地利用をあらわした図面となっております。全体面積約34ヘクタールのうち、黄色で着色してある約21ヘクタールが工場の用地となる計画で、

誘致企業の規模等を考慮して29区画に分割しております。このうち赤点線で囲んだ範囲13区画、約5ヘクタールと調節池1ha所、公園1ha所を先行造成範囲としております。全体で調節池4ha所、公園は4ha所計画しております、特に国道6号線南の太田地区側につくる公園は、団地関係者や地域住民の交流の場とすべく整備するものです。また、国道6号線と県道が交差する太田交差点につきましては、産業団地による交通量の増大に対応すべく、右折レーンを付加する改良工事をあわせて実施する計画です。

説明は以上となります。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） それでは次に、私からは富岡産業団地整備事業に係るソフト事業について説明をさせていただきたいと思います。

説明の内容は、企業誘致に関する取り組みなどの進捗状況と賃料及び支援策に関する考え方の説明でございます。

それでは、資料の4-2に基づきまして、説明をさせていただきたいと思います。まず、取り組みなどの進捗状況でございます。資料左側、（1）をごらんいただきたいと思います。町は、企業誘致のポイントとして企業ニーズの把握とその対応と考えまして、県内の複数自治体と共同で行っている企業誘致支援サービス事業、それから町単独で行っている企業誘致促進事業基礎調査を実施してございます。上段に記載の企業誘致支援サービス事業では、全国約1万社を対象とする意向調査、それから企業立地ガイドの掲載など、県内の産業回復とあわせて産業団地PRに取り組んでいるところでございます。本日も東京で開催しております福島県主催の企業立地セミナーに課員が出席し、この産業団地についてPRをさせていただいているところでございます。続きまして、下段の基礎調査事業では企業ニーズを把握し、その分析を行いながら、町としての対応、それから誘致企業と関連企業の広がり方を研究し、設定してまいるとともに、優遇制度等の施策を検討するものでございます。

続きまして、（2）、企業訪問をごらんいただきたいと思います。現時点における企業意向を産業振興課と連携し、確認をさせていただいております。まず、四倉工業団地においては15社中8社が、来庁及び訪問した企業では13社程度が関心を高めていただいて、進出を検討している状態でございます。

次に、（3）、賃料及び支援策の検討をごらんいただきたいと思います。企業誘致は、当町に限らず、全国自治体との競合となり、特に震災から復興を目指す浜通りの自治体とは激化していることから、支援策等について検討を進めているところでございます。検討を進めるに当たっての前提となりますのが、産業団地の区画整備、その造成工事に関しては交付金を充当しております。交付金の趣旨からも町の資産形成にならないこととして売買はできないとなっておりますので、産業団地全ての区画は賃貸となりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それでは、まだ議論の途中ではございますが、現時点での賃料及び支援策の2つを説明させていただきます。資料の右側をごらんいただきたいと思います。まず、賃料の考え方でございます。賃料設

定では、浜通りが一体となって産業集積を図る、この視点と、それから企業誘致に競り勝つ、この2つの視点で近隣町村における産業団地賃料を参考に検討を進めておりまして、現時点では年間賃料を1平米当たり100円から200円台で設定したいと考えております。年内にも定めてまいりたいと考えております。

次に、支援策についてです。現行制度でございますが、記載の補助金、それから税制優遇制度が適用となりまして、企業が一定程度進出しやすい環境は整っているかと考えてございます。先般も産業団地の現地に足を運んでいただきまして、その際各種補助金等の延長を要望させていただきました。国からは、造成が目的ではなく、企業が進出して地元の産業として成り立つことが目的であるというご意見もいただきまして、8月下旬に各省庁が指名した平成31年度の予算概算要求においても反映されている事業もございます。今後も継続的な支援策、それからこの件につきましては県や近隣自治体と協力し、求めてまいりたいと考えております。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） まず、この造成工事がこれから入札に入るということなのですが、どこの事業者が入札するかわかりませんけれども、最近の傾向として工程がおくれてしまうということが非常に多く目につくわけですけれども、この産業団地については逆に早めてほしいぐらいの話なので、一日でもおくれることがないように慎重に、入札なので、額になってしまふとは思うのですけれども、その辺を徹底していただきたいのが1つ。

それから、先行造成ということで出ているのですが、こちらの区画は町内事業者だけなのかどうかということを確認したいと思います。

それから、賃料についてなのですが、こちらが100円から200円で検討ということなのですが、これは例えば町内事業者に関しては安くなるとか、そういうのがあるのかどうかを、以上3点をお伺いします。

○議長（塙野芳美君） 係長。

○復旧課復旧係長（渡辺修二君） まず、工程のことですけれども、まだ契約に至っていないところでして、そういう調整はまだ全然されていないところですけれども、一日でも早くというお話をありましたので、まずこの先行造成範囲というところが第1弾の目標となってくるところですけれども、32年4月に一部供用できるように業者決定次第その辺の工程を詰めていきたいと考えております。

続きまして、先行造成範囲は町内業者のみになるのかというご質問に対してですけれども、町内業者に限った一時供用ということは考えておりません。立地を決定された業者さんの総合的な調整になってくるというところであります。

以上2点です。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） それでは、3点目の賃料について町内事業者に関しては優遇とかはないかということでございますが、ただいま考えているのは、この資料4-1の裏面の図面でございますが、全ての区画において均一で同じ料金にしたいなと考えてございます。そのうち、今ほど係長からも説明ありましたが、今回一部先行的に造成する範囲というのは、ゾーニングさせていただいた際に地元企業ということで優先的にと考えてございます。やはり幹線道路に近いというところは、本来だと賃料もアップしなければいけないと考えてございますが、早目にそちらに張りついていただければという思いもありまして、見えない支援ではありますが、そちらは地元企業を優先的には行いたいなという考えはございます。なお、企業によっては準備期間等々もありまして、一部先行的にという思いはあると思います。ただ、準備として32年とか33年とかありますので、その時期の部分についても調整は必要かと考えております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） ありがとうございます。造成工事については、おくれないようにということしか言ひようがないのですが、業者が決まつたら再度耳が痛くなるぐらい念を押していっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、先行造成は町内事業者だけではないということなのですが、もちろんその中でも町内の事業者は優先はしていただけると思うのですけれども、その辺再度、場所とか、そういうのを何社かが来た場合に町内の事業者が最初に選べるとか、その程度の優先はしていただきたいと思うのですが、その確認です。

それから、賃料についてはいい場所を町内事業者にということで、その辺で優先されるというのはわかりました。ただ、こちらの下に支援策の検討というところで補助金の延長優遇制度等を国、県に要望とありますけれども、要望ももちろんのですが、この事業者に対して補助金を使いやすくするような申請とか、そういうのも町で面倒をいたいで、補助金を受けやすいような形の体制をとっていただきたいと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 工程に関しましては、受注者とも十分協議しながら、おくれることのないように調整を図ってまいりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 2つほどございます。町内事業者を優先するかということでございますが、これまで四倉工業団地を中心にという形でございますが、図面等もない中、町の気持ちだけで顔を合わせていただいた、おつき合いいただいたということもございます。ですので、まずはそちらに話をさせていただきまして、調整をさせていただければと考えてございます。

3つ目の申請の窓口でございます。こちらにつきましても当然のことながら、産業振興課が企業の事業再開等々で窓口となっておりますので、こちらも丁寧に対応させていただければと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） ありがとうございます。

あと、最後に1点、町外の事業者、できれば長続きしていただくような優良企業に張りついていただくのが一番いいかと思いますので、その辺選定もしっかりとしていただきたいと思うのですが、その辺は何か考え等はあるのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 今ほどのご質問のとおり、長く地元の産業として成り立っていただきたいという思いは、議会や議員とも同じでございます。最近ではないのですが、その補助金等を活用してここ浜通り、福島県に進出する企業は多くございます。その中でも補助金ありきという言葉も多々新聞報道で出ておりますが、町としては事業の継続性をしっかりとお話を聞きながら、また町にも来ていただきたいという思いを伝えながら総合調整を図り、地元に根づいていただく産業として育成を目指していきたいと考えてございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） ありがとうございます。ハードで質問させてください。

先ほど国道と県道も右折レーン等の整備が必要だというお話をあったと思うのですけれども、これちよつと図面見る限り、国道の右折であるとか、県道の一部ちょっと変わってきているのかなという感じがするのですが、まず1点として国道から北側の県道部はちょっと今の見た感じだと余りいじらないのかなという感じするのですけれども、このあたりの少し広くしたほうが車通りやすいのかなと思うのですけれども、そのあたりの考えがいかがというのと、やっぱり国道、県道となると、協議はされていると思うのですけれども、なかなかスムーズな工事進捗ってちょっと今まで感じられないで、そのあたりいつぐらいを平成32年度の一部供用開始に合わせて改良していただくような協議になっているのかどうかというのを知りたいのです。というのは、造成工事でもかなり工事車両の移動が出てくると思うので、そういうところとバッティングすると、なかなか工事の進捗もはかいかなくなるのかなと思うので、そのあたりのお考えを教えてください。

○議長（塚野芳美君） 係長。

○復旧課復旧係長（渡辺修二君） ただいまの質問にお答えいたします。

国道と県道の交差点の改良につきましては、全て4方向に右折レーンを設ける改良工事となっています。ちょっと図ではわかりづらかったかと思いますが、国道北側についても右折レーンを設けて渋滞解消にということで、国道、県道との協議は進めておるところです。また、国道、県道の改良、右

折レーンの設置につきましても国道、県道との協議の中で、一部供用開始に合わせて道路改良が完了するのが理想ではあるところなのですけれども、国道、県道からの要請といいましょうか、協議内容の中では32年4月というものが義務づけられているものではないところであります。整備の中で工程管理、道路改良を少しでも完了が早くできるような努力をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） ありがとうございます。町で工程管理できるものは、いろいろと手法あると思うのですけれども、やっぱり相手があるもの、国道、県道だとなかなか難しい部分はあるのだろうと思いますので、しっかり協議していただきながら要望を伝えていただいて、できませんでしたとならないようにだけぜひ言っていただきたいと思うのですけれども、課長、いかがですか。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） この協議のことにつきましても業者さん、請負会社ですね、こことも協議しながら、なるべく早くでき上がるよう努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） そのほかござりますか。

8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） こっちの造成の図面、先行造成の範囲というところの赤点線なのですけれども、これ6号線から落差があるから、ちょっとばかな質問になってしまいますけれども、1BL-2、3、4、これは6号線から入ることはできないということを確認します。

あと、もう一点、ソフト面の賃料及び支援策の検討なのですけれども、産業団地の売買及び無償の貸与はしないとなっているのですけれども、この産業団地に進出したいと思っている企業さんなんかは富岡に自分の土地を持っていて、ただそこが帰還困難区域だからとか、そういった理由で結局産業団地に入りたいと。そうすると、自分の土地はこれから固定資産税を払わなければならない。進出したところでは賃料を払わなければならない。何か二重にお金がかかるようなイメージを持つのですけれども、結局国費だから、もう無償もだめ、売るもだめということですけれども、例えば10年間借りたらば払い下げとか、何か希望の持てるような話を国と交渉してもらいたいのですが、その辺の考えありますか。

○議長（塚野芳美君） 係長。

○復旧課復旧係長（渡辺修二君） ただいまの質問にお答えいたします。

国道から1BL-2、3、4あたりに直接進入ができるかというご質問に対しましては、国道からの進入はまずできません。茶色で示しています道路が入り口となってきますが、国道から1本北側に入りました関名古滝ノ沢線からのアクセスになります。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 2つ目のご質問をいただきました。まず、現状だけ申し上げさせていただきたいと思います。資料に書いてある（3）の2つ目のポイントでございますが、こちらにも書いている通称適化法によりまして、現時点での売買の議論というのは国と町で交渉することは今できないような状況でございます。それを踏まえていただいた上で最後払い下げという形になるかということでございますが、まさに今回賃料設定の考え方をお示しさせていただいている中で今協議をしているのがその点でございます。賃料をもって最終的に売買するときの価格に反映できないかということについては、現在検討をしているところでございますので、いましばらくお時間をいただければと考えてございます。

○議長（塙野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 今の課長の説明では、絶対何年たってもその払い下げはないのだということではなくて、将来はその可能性も含むと答弁してもらったと、そういう考え方でいいですか。

○議長（塙野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） ここで一般的な話をさせていただきたいと思います。

補助金を活用した事業等々の財産処分という形の国の考え方で一般的でございますが、10年間はそのまま事業を続けていただきたいという縛りがあります。10年後については、協議していきましょうということでございますので、可能性があるかないかということに限ってはちょっとお含みいただければと考えてございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） そのほかございますか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） この賃料に関して売り買いはできないよということなのですが、今言ったように10年間は。それはそれでいいのですけれども、企業訪問している中でどうしても今原発事故によっていろんな補助金もあるし、本来であれば補助金の中で建物をつくる、土地も買うというやり方が一番だと思うのです。優良企業なんか言わせてもらえば、借地には余り進出しないのです。そういう部分からいうと、当然10年間は借地だよという訪問の中で、相手方はどういうニュアンスで捉えているか、その辺のニュアンスは町でもつかんでいるのかなと思うのですが、その辺の捉え方どういうふうに考えています。先ほど安藤議員が言ったように、やっぱり営業していた方が町内に土地を持っていると。工業団地に入って、自分の土地は使い物にならなくて、工業団地に賃料を払うということは二重に取られるような気がして、最終的に進出しないよと、やっぱり自分の土地につくったほうがいいよとか、新たに土地を購入してつくったほうがいいよとなってしまうと、ちょっともくろみが外れてしまうような状況が生まれますし、また町外、県外から進出してくる企業にとっても、どうしても土地は取得したいという企業が多分多いのかと思うのです。そのニュアンスをちょっとお聞かせいただきたい。

○議長（塙野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） これまで訪問させていただいた、または来庁していただいた会社のニュアンスということで感触でございますが、既に当町に限らず、浜通り一帯で同じような事業を実施しているところでございます。企業においては、富岡だけではなくて、実はそちらの近隣の自治体に足を運んで同じような説明を受けていることもあります。賃料ですねということは理解していただいている部分があります。本音で言えば、買いたいというのが本音でございますが、進出したい、補助金の率が4分の3という結構な高い率でございますので、賃料でも進出したいという気持ちが結構強いかなと受けてございます。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） そういう考え方だとすれば、ぜひこれだけいい場所に、国道に立地する場所にこれだけの産業団地を造成するわけですから、あともう一つプラス何かの利点を出していけば、税制の優遇とか、そういう部分は独自でも出せば出せるのかなと思いますので、ぜひその辺をいろんな方向から考えていただければありがたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） やはり企業が進出するに当たっては、安心材料としていかに経営に対する補助、その支援というのが求められるかと思ってございます。ただ、今ほど100円から200円台で設定させていただくという考え方ではありますが、加えて支援策についても町としてできる範囲でことを検討させていただいて、少しでも安心につながる進出しやすい環境を整えさせていただければと考えてございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） この土地利用区画の先行のところの一つ一つの区画の大きさなのですけれども、四倉の工業団地で8社程度が検討中ということなのですけれども、入りたいという人に関しては区画が大き過ぎたりとか、ちっちゃ過ぎたりとかということではなく、その辺のヒアリングはある程度してこの区画になっているのでしょうか、それとも一般的な区画の大きさになっているのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 係長。

○復旧課復旧係長（渡辺修二君） ただいまの質問にお答えします。

現在計画は、先行造成範囲につきまして区画が小さ目のものが用意されていることは確認していただけるとは思っているのですが、これは地元企業さん向けを意識した大きさで計画をしているというところであります。この区画につきましては、工事中にいろいろな相談を受けながら、要望に沿った形での変更ができるタイミングであればしていきたいと考えているところであります。大き過ぎる、小さ過ぎるが出てくることは想定していますが、造成が完了してからの水道の引き込みの変更とか、そういう事案に関しては企業様の負担をお願いしたいと考えているところです。幾らでも早い判断をいただいて、ここに立地を決めていただくと、要望も聞ける段階でうちの造成の範疇でいろいろ

ろな要望に応えることができるということで考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 私からは、企業訪問させていただいた際にどのくらいの面積がご希望ですかということを聞き取りさせていただいたところでございます。まず、四倉工業団地に今頑張っていらっしゃる企業等に確認をさせていただいたところ、大体1,000から3,000ぐらいの平米数が欲しいところですという話をいただいてございます。加えて企業訪問させていただいたところ、また来ていただいた企業にとっては、ちょっと大き目の5,000から以上、1万とか、そのぐらいのクラスの大き目が欲しいですというお答えをいただいておりますので、そのご意見等については復旧課につなげて今回の図面のとおりになったものでございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件4、富岡町産業団地整備事業についてを終わります。

説明者の入れかえのため暫時休議いたします。

休 議 (午後 3時26分)

---

再 開 (午後 3時27分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、その他に入ります。

執行部から何かございますね。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） お疲れさまです。私からは、行政組織の見直しの大枠について中間の報告をさせていただきたいと思います。

行政組織の見直しにつきましては、これまで復興、再生の各段階において適宜行われてきたところではありますが、今後の行政運営をより安定したものとするために事務事業の中期的展望を見据え、今年度において行おうとするものでございます。これまでの見直し作業の中で健康福祉の強化を図ることが必要であること、それから教育交流の強化を図ることが必要であること、農業振興の強化を図ることが必要であること、建設行政を統一的に執行することが必要であること、それから複数の諸課にまたがり、事業が行われている事務の事務事項の整理が必要であることと見直しのポイントをまとめたところでございます。これらのポイントを踏まえまして、諸課の枠を超えた緊密な連携が行われることを前提に健康福祉課を福祉と健康の観点で2課に分課すること、それから教育委員会に生涯学習課を復活させること、復旧課と拠点整備課を統合すること、産業振興課に営農再開支援を柱とする

農業振興に係る係を設置すること、廃棄物処理に関する事項の整合をわかりやすくする観点などから復興推進課の除染対策係を生活環境課に、それから町民の健康管理を総合的に行うという観点から復興推進課の放射線管理係を健康福祉課から分課させる健康を所管する課にそれぞれ再配置し、復興推進課を廃止することの方向で組織体制を見直してまいりたいと考えております。また、新たに現在準備を進めております子ども園につきましては、教育委員会の所管とすることで全体の見直し案を作成してまいりたいと考えているところです。

今後の見直しスケジュールにつきましては、今月中には見直し案を作成し、その後各課の分掌事務の整理を行いまして、12月定例議会において富岡町課設置条例の改正案を上程したいと考えておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

中間報告については以上でございます。

○議長（塙野芳美君） 中間報告でありますから、細かいことはまだこれからの話ですけれども、大枠の中で何か質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） 質疑なしということですので、この件につきましては以上をもって終了いたします。

執行部からその他ございますか。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 済みません。おわびと訂正等ということでお話がございます。総務常任委員会において、災害公営住宅の入居条件を入居要件の緩和が必要ではないかというようなご質問をいただいて、この際5年を経過しなければ入居要件の緩和ができないこととなっていると回答しておりました。今般いわき市において、災害公営住宅の入居の要件を緩和するというような報道がありまして、再度国、県に確認したところ、実は5年ではなくて3年だったということが判明しましたので、訂正をさせていただきたいと。国からは5年と回答はいただいていたのですが、5年についてなぜ5年だったのかというところについて調べたところ、私どもの聞き方も悪かったのかもしれませんし、問い合わせの取り違いをして国が回答したのかもしれないですが、財産処分の経過年限については5年ということでございました。その取り違いがございまして、間違った回答をしておりましたので、おわびと訂正をさせていただきたいと思います。大変申しわけございませんでした。

○議長（塙野芳美君） そのほかその他ございますか、執行部から。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） 各議員からありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） なければ、以上をもちまして富岡町議会全員協議会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 (午後 3時32分)